

保育を必要とする事由と必要になる提出書類

保護者の状況	必要な書類		認定の有効期間
就労 ※内定含め、雇用されている方、自営業の方 ※日雇いは、就労となりません。	就労証明書 ・羽村市の様式をご利用ください ・自営業の方は、事業をされていることが分かる書類(開業届や確定申告のコピー等)を添付してください ※記入漏れがある場合、再提出していただくことがあります	<p>・週3日以上、1日4時間以上の労働を常態としていることが最低条件です。 ※日雇いの場合は、労働を常態としていないため、象外となります。</p> <p>・証明日から3ヶ月以内のもの</p>	最長、就学前まで
妊娠・出産	母子健康手帳のコピー	表紙と出産予定日が確認できる部分のコピー	出産予定期月の前後2か月間
保護者の疾病	診断書 ・羽村市の様式をご利用ください	<p>・<u>保育が困難な状況</u>、傷病名、期間が記載されたもの</p> <p>・発行日から1年以内のもの</p>	最長、就学前まで
保護者に障害がある時	障害者手帳等のコピー	<p>・身体障害者手帳の場合 手帳番号、本人欄、障害名、交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー</p> <p>・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の場合 手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー</p>	最長、就学前まで
介護・看護など	①介護、看護状況申告書 ・羽村市の様式をご利用ください 及び ②介護・看護を受けている方の診断書または障害者手帳等のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・診断書は羽村市の様式をご利用ください	<p>・介護、看護の対象の方の疾病名、期間や要介護状態(要介護3以上が対象)がわかるもの</p> <p>・週3日以上、1日4時間以上の介護・看護を常態としていることが最低条件です。</p> <p>・診断書は発行日から1年以内のもの</p>	最長、就学前まで
保護者が学校に通っている時	①在学証明書、学生証 及び ②時間割のわかる資料、カリキュラム一覧表など	<p>・学校名、本人欄、交付年月日(記載がある場合)が確認できる部分のコピー</p> <p>・週3日以上、1日4時間以上の通学を常態としていることが最低条件です。</p>	通学期間中
求職活動を行っている場合	不要	入所後3か月以内に、週3日以上、1日4時間以上の労働を常態とした仕事を始めることが条件です。 ※日雇いの場合は、労働を常態としていないため、対象外となります。	入所月含め3ヶ月